

## いちのせきパートナーシップ宣誓制度基本方針（案）

令和4年11月15日 市長決裁

### はじめに

一関市では、「誰もが 互いに認め合い 支え合い 一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念として、令和3年3月に「第4次いちのせき男女共同参画プラン」を策定し、「個性の尊重と多様性への理解の促進」を重点施策に掲げ、一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会を実現するため、性的マイノリティなど多様性への理解の促進や人権教育の充実に取り組んでいます。

今般、様々な悩みや生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の想いに寄り添い、お二人の関係が尊重され、自らの意志と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入することとしました。

この制度は、法的な効力を生じさせるものではありませんが、戸籍上の性別を問わず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合うことを約束したお二人のパートナーシップ宣誓の届出を、市が対外的に証明し、応援するものです。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様にも、性的マイノリティの方々に対する理解が広がり、個性を尊重し、多様性を認め合い、一人ひとりが自分らしく生きることのできる社会の実現を目指していきます。

## 1 目的

本制度は、いちのせき男女共同参画プランに掲げる重点施策「個性の尊重と多様性への理解の促進」のための具体的施策として、様々な悩みや生きづらさを抱えている性的マイノリティの方々の想いに寄り添い、お二人の関係が尊重され、自らの意志と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会を目指し、市の裁量の範囲において、現行の法制度における生活上の悩みや不安な思いを少しでも軽減、解消することを目的とする。

## 2 本制度におけるパートナーシップの定義

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティであるお二人、またはお二人とその子や親（養親子を含む）を含んだ関係を言う。

## 3 制度の名称

「いちのせきパートナーシップ宣誓制度」とする。

## 4 根拠規定

一関市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

## 5 証明事項

「パートナーシップ宣誓書受領書」により、宣誓を行ったことを証する。

## 6 対象者

戸籍上の性別に関わらず、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において責任を持って相互に協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した、双方または一方が性的マイノリティであるお二人、またはお二人とその子や親（養親子を含む）を対象とする。宣誓者の個別要件については、以下のとおりとする。

(1) 以下の①～⑥の全てを満たしていること。

- ① 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- ② 双方またはいずれか一方が一関市内に住所を有していること、若しくは市内に転入予定であること。
- ③ 配偶者がいないこと。
- ④ 双方以外の人とパートナーシップに類する関係にないこと。
- ⑤ 民法第734条から第736条の規定より婚姻を禁止されている関係（近親者、直系

姻族、養親子等) にないこと。

⑥ 過去に、当市においてパートナーシップ宣誓を無効とされたことがないこと。

(2) それぞれの子及び親を含めて宣誓を行う場合は以下の①、②を満たしていること。

① 宣誓する人のいずれか一方と生計が同一であること。

② 15歳以上の子または親については、本人の同意<sup>※1</sup>があること。

※1 民法では、15歳になると、法定代理人によらず、本人が養子縁組を承諾したり、養子縁組を解消したりすることができるようになることから、15歳以上の子については、本人の同意を得る必要があるとした。

## 7 申請手続

(1) 所管課

まちづくり推進部いきがづくり課 (いきがづくり係)

(2) 宣誓の方法

電話またはEメールにより宣誓日を予約したうえで、持参、郵送のいずれかの方法により、宣誓日の10日前までに提出書類一式を所管課に提出し、書類審査を受けた後、お二人で来庁し、宣誓書に自署する。

(3) 提出書類

① パートナーシップ宣誓届

② パートナーシップ宣誓事項確認書

③ 現住所を確認できる書類

- ・ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (転入予定の場合は、転入予定が分かる書類)

④ 独身を証明する書類

- ・ 戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本) または戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本)
- ・ (外国籍の方) 婚姻要件具備証明書、独身証明書等の大使館が発行する書類または日本国以外の国において申請者双方が婚姻関係にある場合は、当該国における婚姻関係を証明する書類 (外国語の書類には翻訳者の署名を付した日本語訳を添付すること。)

⑤ 本人確認書類

- ・ マイナンバーカード、運転免許証等の顔写真付身分証明書 1点
- ・ 健康保険証、年金手帳等の顔写真のない身分証明書 2点

⑥ (通称名を使用する場合) 通称名の使用を証明する書類

⑦ (親または子を含めて宣誓を行う場合) 親子関係を証明する書類

- ⑧ (親または子を含めて宣誓を行う場合) 生計が同一であることを証明する書類
- ⑨ (親または 15 歳以上の子を含めて宣誓を行う場合) 本人の同意書

#### (4) 通称名の使用

性別違和等で特に理由のある場合は、通称名での申請を認める。ただし、後述のパートナーシップ宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードには、戸籍上の氏名を裏面に記載する。

なお、外国籍の申請者が住民票上の通称(上記の通称名とは異なる)により宣誓を行う場合は、住民票上の氏名を戸籍上の氏名に準ずるものとして戸籍上の氏名の欄に記載する。

#### (5) 交付書類

パートナーシップ宣誓者には次の書類を交付する。

- ① いちのせきパートナーシップ宣誓書受領証 (A4サイズ、1枚)
- ② いちのせきパートナーシップ宣誓書受領証カード  
(クレジットカードサイズ、宣誓者それぞれに1枚)

#### (6) 事務手数料 無料

#### (7) 宣誓書受領証等の紛失時の手続き

宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを紛失したときは、再交付を申請することができる。

#### (8) 宣誓事項等変更時の手続き

- ① 氏名や住所等に変更が生じた場合は、変更届に変更する内容を証明する書類を添付し届出を行う。

宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの記載事項に変更があった場合は、交付済みの宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを返却し、変更後の内容により再交付を受ける。

- ② 宣誓時に満 15 歳未満だった子が満 15 歳に到達し、その子が宣誓書受領証等への氏名の記載を希望する場合には、変更届に本人の同意書を添えて届出を行う。

宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードの取り扱いについては、前号の例による。

## 8 宣誓書受領証等の効力

### (1) 宣誓の有効期限及び宣誓書等の保管期限

- ① パートナーシップ宣誓は、次の場合にその効力を喪失する。
  - ・ 双方の意思によってパートナーシップ関係が解消された場合
  - ・ 宣誓者の一方が死亡した場合
  - ・ その他、宣誓の要件を満たさなくなった場合
  - ・ 市が宣誓の受領を取り消した場合
- ② 宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードに氏名の記載のある宣誓者の親、または満15歳以上の子が、宣誓への同意を取り消した場合は、該当する親または子に関する宣誓について効力を失う。
- ③ 市に提出されたパートナーシップ宣誓書及び関係書類は、効力を喪失した日から1年間保存するものとする。

### (2) パートナーシップ解消時等の取扱い

- ① パートナーシップ関係を解消したときや、宣誓者の一方が死亡した場合、宣誓者双方が市外へ転出するなど、宣誓の要件を満たさなくなった場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届に、宣誓書受領証と宣誓書受領証カードを添えて届出を行う。
- ② 宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードに氏名の記載のある宣誓者の親、または満15歳以上の子が、宣誓への同意を取り消した場合は、宣誓事項変更時の手続きに準じて届出を行う。

### (3) 宣誓無効の取扱い

- ① 宣誓の内容に虚偽があった場合は、宣誓自体を無効とする。
- ② 以下に該当する場合は、それらの事由が発生した日以後の宣誓を無効とする。
  - ・ 宣誓の日以後に、宣誓の要件を満たさなくなったことが判明した場合
  - ・ 宣誓書受領証及び宣誓書受領カードの不正使用や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚した場合
- ③ 転居や記載事項の変更等、必要な手続きを怠り、長期にわたって連絡が不能となった場合は、宣誓を無効とすることができる。

## 9 宣誓者が利用可能な行政サービスについて

本市が提供する行政サービスのうち、配偶者や親、子を対象としているサービスについて

て、根拠となる規定や権限を精査のうえ、市の裁量により宣誓者を対象者として扱うことが可能となるものについては、申請要件や手続き方法の見直しを行うこととし、提供が可能となったサービスについては、わかりやすい情報提供に努める。

なお、利用可能となった行政サービスについては、提供されるサービスに伴う利用者負担についても、対象者に準じることになる点を十分に説明する。

## 10 宣誓者が利用可能な民間サービスについて

- (1) 民間企業との情報共有による一層のサービスの充実を目指すものとする。
- (2) 本市における本制度開始に合わせて、宣誓者が利用可能となる民間サービスのわかりやすい情報提供に努める。

## 11 自治体間連携と制度の見直しについて

近年、同様の制度を導入する自治体が増えていることから、将来的な近隣市町との相互利用<sup>※2</sup>や、転居時の事務手続きの軽減<sup>※3</sup>を見据えて、制度に関する情報提供や意見交換を進めるとともに、市民ニーズや他自治体に関する情報収集に努め、必要に応じて制度の見直しを行うこととする。

※2 お互いの宣誓書受領証等を、そのまま相互に利用できる仕組み。

※3 転居時に転居前の宣誓書受領証等を掲示することによって、転居先での事務手続きの軽減が受けられる仕組み。